

総長選考・監察会議（第2回）

令和8（2026）年4月22日（水）

14：30～15：30

議 題

1. 議長代行の指名について
2. 今年度の総長選考・監察会議の進め方について
・学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託
3. その他

配付資料

1. 東京大学総長選考・監察会議議長所信表明（議長就任にあたって）
2. 東京大学総長選考・監察会議委員名簿
3. 令和8年度の総長選考・監察会議への申し送り事項
4. 令和8年度総長選考・監察会議日程
- 5-1. 令和7年度第11回総長選考・監察会議議事要旨（案）
- 5-2. 令和8年度第1回総長選考・監察会議（書面審議）議事要旨（案）

東京大学総長選考・監察会議議長所信表明
－議長就任にあたって－

本年4月1日の第1回総長選考・監察会議において議長に選出され、この1年間、議長の重責を担うこととなりました。

今年度の総長選考・監察会議は、令和9年4月に就任する次期総長を選考するという重大かつ責任ある任務を全うすることが最大の責務であることは言うまでもありません。

総長選考・監察会議は、令和2年に実施された総長選考におけるプロセスについて公平性・透明性に関わる疑義が出されて以来、毎年議論を重ねてきており、総長選考・監察会議の構成員の選出方法や運営についての見直しを経て、昨年度、総長選考プロセスの改革を具体化・実現する運びとなりました。

この見直し・改革は、選考プロセスにおける情報提供および説明責任を強化することで透明性の高い総長選考を実施すること、また、総長選考・監察会議がより主体的に選考を行うことを可能とする事項を中心に行われました。そして、東京大学が置かれている環境の変化、組織のリーダーに求められている人材のあり方の変化等を踏まえ、「求められる総長像」の改訂を行い、求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目も明らかにしました。

見直し・改革にあたっては、「次期総長選考に向けた課題に関するアンケート」や検討段階でのパブリックコメントの実施、運営方針会議や経営協議会等の各会議体からの御意見等々を踏まえつつ、総長選考・監察会議として丁寧な議論を行ない、学内外からの高い信頼性を得るものを目指しました。

今後、総長選考・監察会議は、見直された選考プロセスに沿い、改訂された「求められる総長像」を体現する次期総長予定者を決定するよう最大限尽力してまいります。加えて、今年度は総長の選考に関わる議事を行うため、より一層、会議運営における透明性・公平性が求められます。そのためにも議長として中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めといたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2026（令和8）年4月22日

東京大学総長選考・監察会議議長 国谷 裕子

東京大学総長選考・監察会議委員名簿

令和8年4月1日現在

選出会議	氏名	任期	備考
経営協議会	国谷裕子	2026年4月1日 ～2028年3月31日	東京藝術大学 理事 慶應義塾大学特任教授 自然エネルギー財団理事
経営協議会	國土典宏	2026年4月1日 ～2028年3月31日	国立健康危機管理研究機構 理事長
経営協議会	酒匂真理	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社miup 会長
経営協議会	佐藤康博	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
経営協議会	鈴木蘭美	2026年4月1日 ～2028年3月31日	ARC Therapies株式会社 代表取締役社長 CEO ARCHIMED GROUP マネージングダイレクター
経営協議会	関根千津	2026年4月1日 ～2028年3月31日	株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役 (監査等委員)
経営協議会	高橋祥子	2026年4月1日 ～2028年3月31日	TAZ Inc. 代表取締役社長 株式会社ジーンクエスト 取締役ファウンダー
経営協議会	板東久美子	2026年4月1日 ～2027年3月31日	日本赤十字社 常任理事 雪印メグミルク株式会社 社外取締役
教育研究評議会	岩間厚志	2024年4月1日 ～2027年3月31日	医科学研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	宇野重規	2025年4月1日 ～2028年3月31日	社会科学研究所長 (2024年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	浦野泰照	2024年4月1日 ～2027年3月31日	薬学系研究科長 (2026年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	粕谷誠	2025年4月1日 ～2028年3月31日	経済学研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	佐藤仁	2024年4月1日 ～2027年3月31日	東洋文化研究所長 (2026年4月1日～2029年3月31日)
教育研究評議会	辻雄	2025年4月1日 ～2028年3月31日	数理科学研究科長 (2026年4月1日～2028年3月31日)
教育研究評議会	寺田寅彦	2025年4月1日 ～2027年3月31日	総合文化研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	古村孝志	2025年4月1日 ～2028年3月31日	地震研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)

計16名(敬称略、五十音順)

令和 8 年 3 月 1 3 日
総長選考・監察会議

令和 8 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項

令和 7 年度の総長選考・監察会議においては、前年度からの申し送り事項を踏まえ、次期総長選考の実施手順等（求められる総長像、総長選考スケジュール、総長選考プロセス、関連規則等）を決定した。

決定に際しては、前年度からの申し送り事項に加え、「令和 2 年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書（令和 2 年度総長選考過程検証委員会 令和 2 年 1 2 月 1 1 日）」や「総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書（総長選考会議の組織検討タスクフォース 令和 3 年 3 月 東京大学）」等を参照し、令和 2 年度に実施した総長選考で指摘された課題も検討を行った。

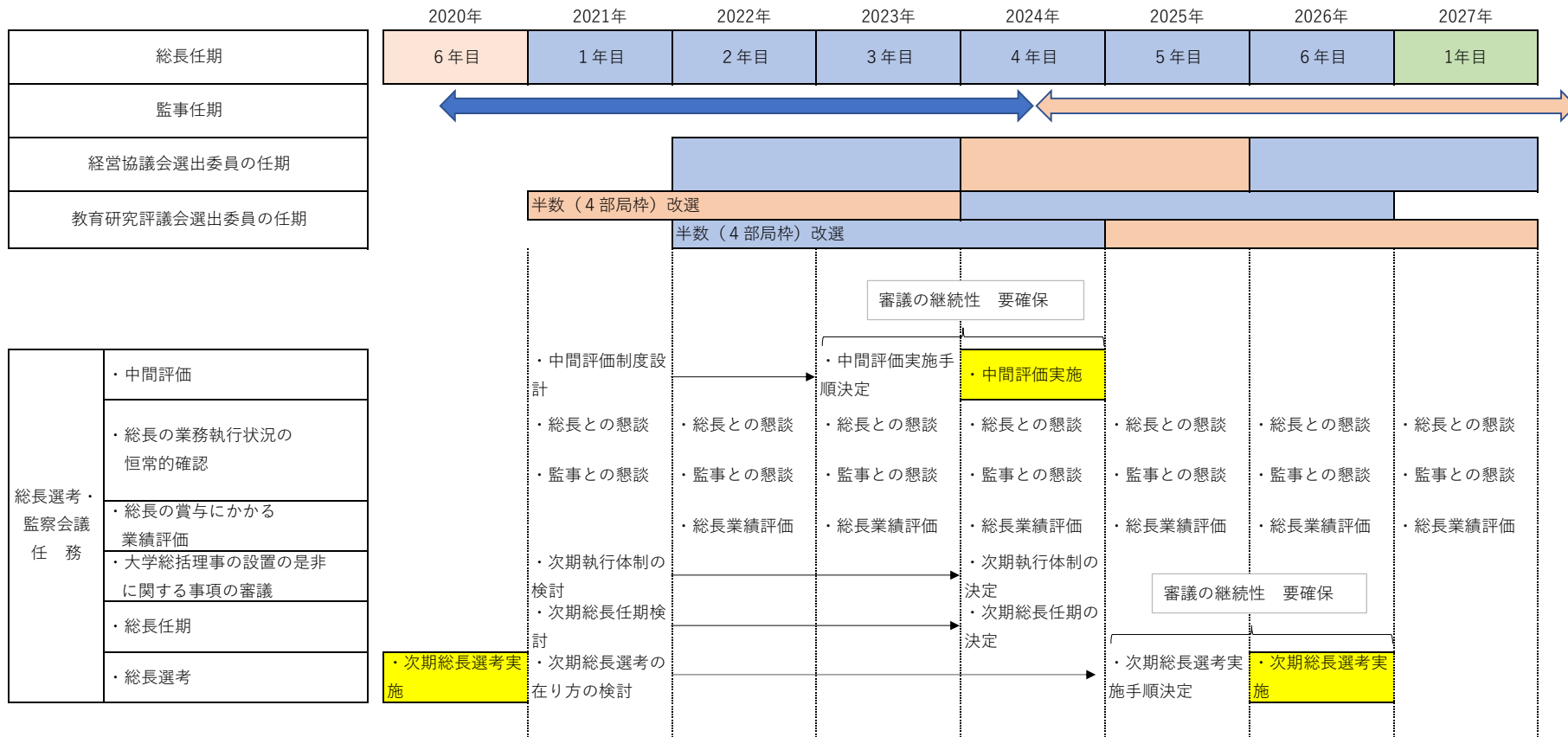
また、今回の総長選考の実施手順等については、国立大学法人法及び国立大学法人ガバナンス・コード等において総長選考・監察会議に求められている役割を踏まえ、総長選考・監察会議がより主体的に選考を実施できるような仕組みを構築するとともに説明責任を果たし運営の透明性を確保する観点から、可能な限り情報を公表することとした。

これらを踏まえ、前年度から申し送られた「総長選考・監察会議スケジュール」（別紙 1）及び「次期総長選考に向けた課題検討行程表」（別紙 2）とともに、令和 7 年度における次期総長選考の検討結果等をまとめた「次期総長選考に向けた課題検討（令和 7 年度）」（別紙 4）等を申し送る。

- （別紙 1） 総長選考・監察会議スケジュール
- （別紙 2） 次期総長選考に向けた課題検討行程表
- （別紙 3） 総長の賞与に係る職務実績評価等について
- （別紙 4） 次期総長選考に向けた課題検討（令和 7 年度）
- （別紙 5） 東京大学総長選考プロセスイメージ

総長選考・監察会議スケジュール

別紙 1



(参考) 国際卓越研究大学関連

★国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

- 法公布 ●法施行 ●支援開始
- 基本方針
- 認定申請（第1回） ●認定申請（第2回）
- 計画認可申請（第1回） ●計画認可申請（第2回）

★国立大学法人法一部改正法

- 法公布 ●法施行

2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表

国際卓越研究大学制度によるガバナンス改編を見据えつつ検討する必要がある。

○総長の中間評価

※この行程表は必要に応じて適宜見直すことができる。

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
<p>・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・自己評価書フォーマット・評価資料 (内規18条2項) ・意見照会手続き (内規18条3項) ・評価案の作成方法 (内規18条4項) ・総長に対する質疑の形式 (内規18条4項) ・評価の決定方法 (内規18条4項) ・評価結果の通知方法 (内規19条1項) ・評価結果の公表方法 (内規19条2項) 	<p>(a) 前回の手順をそのまま踏襲する</p> <p>(b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ「総長選考・監察会議内規」の見直し ・必要に応じ「総長の中間評価の実施に関する運用について（平成29年10月学内WG）」の見直し ・内規改正を要する場合、総長選考・監察会議の表決 	<p>2023年10月まで</p>	<p>2024年3月の総長選考・監察会議で決定</p>

次期総長選考に向けた課題検討行程表

○次期総長の任期

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
<p>・国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要 ・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討 ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要 ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素 ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要 ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき 	<p>(a) 6+0 (H21年～現行)</p> <p>(b) 4+0 (S47年～H20年)</p> <p>(c) 4+2 (S24年～S47年)</p> <p>(d) 5+α (T8年～S13年)</p> <p>・・・など</p> <p>※過去の検討経緯</p> <p>「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、2012年度の検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催（審議状況報告、意見交換） ・学内構成員への意見照会 ・総長の任期を改定する場合、総長選考・監察会議の表決 （・総長の任期に関する規則改正案審議→役員会へ引き継ぎ改正） 	<p>2025年3月まで</p>	<p>2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定</p>

○申し送り事項1. 次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

課題		論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1) 総長選考プロセスの大枠について	①選考プロセス全体	・次期選考に向け、総長選考/会議において各年度に取り組むべき基本的事項の行程表	(実施済み) 本ペーパー 必要に応じて見直し	・総長選考・監察会議の了承	2025年3月まで	
	①選考プロセス全体	・大学組織における総長の位置づけ ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認	分離の方法 (a) 分離しない (現行維持) (b) 分離しないが、教学を「つかさどる副学長」を置く (c) 理事長と大学総括理事に分離する	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・大学総括理事を設置する場合、総長選考・監察会議の表決 (・大学総括理事の選任手続案検討→役員会へ引き継ぎ規則化)		
	②求められる総長像	・「求められる総長像」の具体化についての検討	(a) 現行維持 (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8) ・学内構成員への意見照会 ・総長選考・監察会議の了承	2025年12月まで	
	③意向投票	・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ ・意向投票の複数回の投票等の方式の検討	選考会議の主体性を確保しつつも、大学の長の選考には、不可欠のプロセス	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換)	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定	
①選考プロセス全体	・選考プロセスへの職員の参画の在り方の検討		・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8) ・学内構成員への意見照会			
(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について	①第2次候補者の絞り込み方法	・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める		・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8) ・学内構成員への意見照会	2026年3月まで	
	②候補者情報の収集の在り方	・選考委員に対する候補者情報の充実化 候補者提出書類及び候補者に対する面接時間 ・経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策		・総長選考・監察会議内規の改正 ・総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改正		
	③候補者情報の発信・提供の在り方	・構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信		・総長選考・監察会議における表決		
	④経営協議会との関係	・経営協議会における第1次候補者推薦の在り方	4	・経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す。		

○申し送り事項 2. 総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1)	・総長の業務執行状況の確認 方法 監事との連携の在り方	(実施済み) 必要に応じて見直し	総長選考・監察会議の了承	/	
(2)	・総長の賞与の増減に業績評価、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法				
(3)	・将来の総長候補の育成の在り方	既に本学では、国立大学法人ガバナンス・コード【原則1-4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】を受けて、国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について（令和3年3月18日総長裁定）が定められており、将来に向かってその法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するとし、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行うとしていることから、総長選考・監察会議としては検討を行わないが、必要な情報収集を行い総長との懇談の機会を活用するなどして定期的に法人経営人材の育成状況を確認していく。	総長選考・監察会議の了承	2023年2月まで	2023年3月の 総長選考・監察 会議で決定

○総長の賞与に係る職務実績評価の改訂

- ・総長の賞与に係る職務実績評価については、令和4年3月24日付けで総長選考会議で定めた取扱いを改訂し、評価対象期間を前年度1年間から当該年度に変更することとなった。当該年度の業務執行状況確認の一環として実施する。なお、令和8年度は経過措置として、令和7年度及び令和8年度の2年分の評価を実施する。当該年度の評価に当たっては、本学として策定する行動計画のモニタリング指標のほか評価時点で取得が可能なデータを収集して実施するが、総長の職務実績はデータによるエビデンスのみで評価できるものではなく、これまでの実績に基づき現在どのような取り組みを行っているか評価することが重要である。

別紙4 「次期総長選考に向けた課題検討（令和7年度）」

1) 大学組織における総長の位置づけについて

【論点】

- ・ 大学組織における総長の位置づけ
- ・ 教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

【検討の結果】

教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学の UTokyo Compass 推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

2) 次期総長の任期について

【論点】

- ・ 総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要
- ・ 総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・ 総長選考・監察会議の解任申出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・ 中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・ 国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・ 海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

【検討の結果】

任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

3) 求められる総長像について

【論点】

- ・ 「求められる総長像」の具体化について、「現行維持」もしくは「国内外の大学における求められる総長像を参考にする」のどちらの方向性で進めるかを検討。

【検討の結果】

現行維持の方向性で進める

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないか。

4) 選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討

【論点】

- ・ 選考プロセスへの学内構成員（教職員・学生）の参画の在り方をどうするか。

【検討の結果】

○教職員の参画について

① 代議員会の構成について

- ・ 教授会構成員以外の人数※を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を1名増やして計2名とする。
- ・ また、教授会構成員から選出された区分について、公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

※東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則1(1)

② 意向投票について

- ・ 職員への投票資格付与について、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討した結果、「部長級及び事務系の課長級職員」を対象とする。

○学生の参画について

① 学生に対して投票資格は付与しない。

- ② 学生も含めた学内構成員からの意見聴取を行い、動画配信等による総長候補者からの回答を通じて、学内構成員の声を選考プロセスに反映させる。

5) 代議員会における第1次候補者の推薦における結果の取扱い

【論点】

- ・ 代議員会の投票については、投票結果を公開すべきかどうか、公開する場合には、誰に対して、どのような内容（氏名あるいは順位）を、いつ（とりわけ候補者が辞退を申し出る時期との先後）公開するかが、重要な検討課題と考えられる。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 令和3（2021）年3月 東京大学）

【検討の結果】

- ① 代議員会における投票結果を公開すべきか → 公開する
- ② 公開する内容 → 氏名（辞退者を除く）、得票数（参考情報）
- ③ 公開する対象 → 学内外
- ④ 公開する時期 → 代議員会で10名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したとき

<情報の公開にあたっての基本的な考え方>

- ・ 透明性の確保という観点から代議員会の情報を開示する（公開の趣旨）
- ・ 絞り込みは総長選考・監察会議が主体的に行うプロセスであり、面接などを総合的に勘案して行うもの。
- ・ 代議員会の得票数は参考情報に過ぎず、その後の絞り込みを制約するものではない。
- ・ 絞り込みにあたっては、経営協議会からの推薦を含め、すべての第1次候補者をフラットに検討する。

6) 第1次候補者情報の収集の在り方

【論点】

- ・ 総長選考・監察会議委員に対する候補者情報の充実化

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への30分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項1(2)②）

【検討の結果】

候補者への面接時間をより長く確保する方向で検討した結果、面接時間（候補者への質疑応答時間）を40分程度とする。

7) 第2次候補者の絞り込み方法

【論点】

- ・ 第2次候補者の人数「3人以上5人以内」を維持すべきか
- ・ 第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
- ・ 絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

【検討の結果】

○第2次候補者の人数「3人以上5人以内」を維持すべきか

総長選考・監察会議内規を改正した趣旨（総長選考・監察会議が主体的に選考できるよう見直す）を尊重し、第2次候補者の人数は「3人以上5人以内」を維持する。

○第2次候補者に絞り込む方法について

総長選考・監察会議において、原則の絞り込みのルールを定める。

① 方向性（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等）の検討

① 3名連記で無記名投票

② 得票数の上位の者から3名を適任者として選出。

③ 多様性の観点から、上記で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内で適任者の追加の必要性を検討

（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等の観点。求められる総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。）

④ 追加が必要と判断した場合、適任と考える追加の候補者について無記名投票 ※プレ投票

⑤ 投票結果をふまえて検討し、5名を限度として適任者を選出

⑥ 決定のための投票 ※議長を除く出席委員の無記名投票（内規第3条1項2号、同条第2項）

8) 第2次候補者情報の発信・提供の在り方

【論点】

- ・ 構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信などの検討

【検討の結果】

総長選考・監察会議委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、総長選考・監察会議主催で第2次候補者が動画により所信表明するプロセスを追加。動画は第1次候補者を推薦する役割を持つ経営協議会委員にも提供する。

○実施内容（イメージ）

- ・ 実施時期：第2次候補者の氏名告示後、意向投票までの間に実施

- ・ 対象：第2次候補者（3人以上5人以内）
- ・ 内容：所信の表明及び総長選考・監察会議からの質問に対する候補者の意見表明
10分程度の所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、5分程度で意見を表明する。所信の表明及び質疑応答は動画で学内構成員へ提供する。総長選考・監察会議が設定する共通の質問は、一定期間（1～2週間程度を想定）、本学の構成員から広く募集し、総長選考・監察会議において選定する。
- ・ 時間：15分程度／人
- ・ 提供の範囲：学内構成員・経営協議会委員

9) 意向投票

【論点】

- ・ 選考プロセスにおける意向投票の意義、位置付け
- ・ 意向投票の複数回の投票等の方式の検討

【検討の結果】

○意向投票の実施

総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、**総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。**

○投票回数

総長選考・監察会議がより主体的な選考をするため、**これまでの最大4回から最大2回に見直し**を行った。

ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

○投票結果の公表

意向投票が終了した後、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

10) 総長予定者の決定

【論点】

- ・ 総長選考・監察会議における総長予定者決定の在り方（2-4（2）②）
- ・ 総長予定者決定理由の具体的説明の在り方（2-3（3））

(総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書令和3(2021)年3月東京大学)

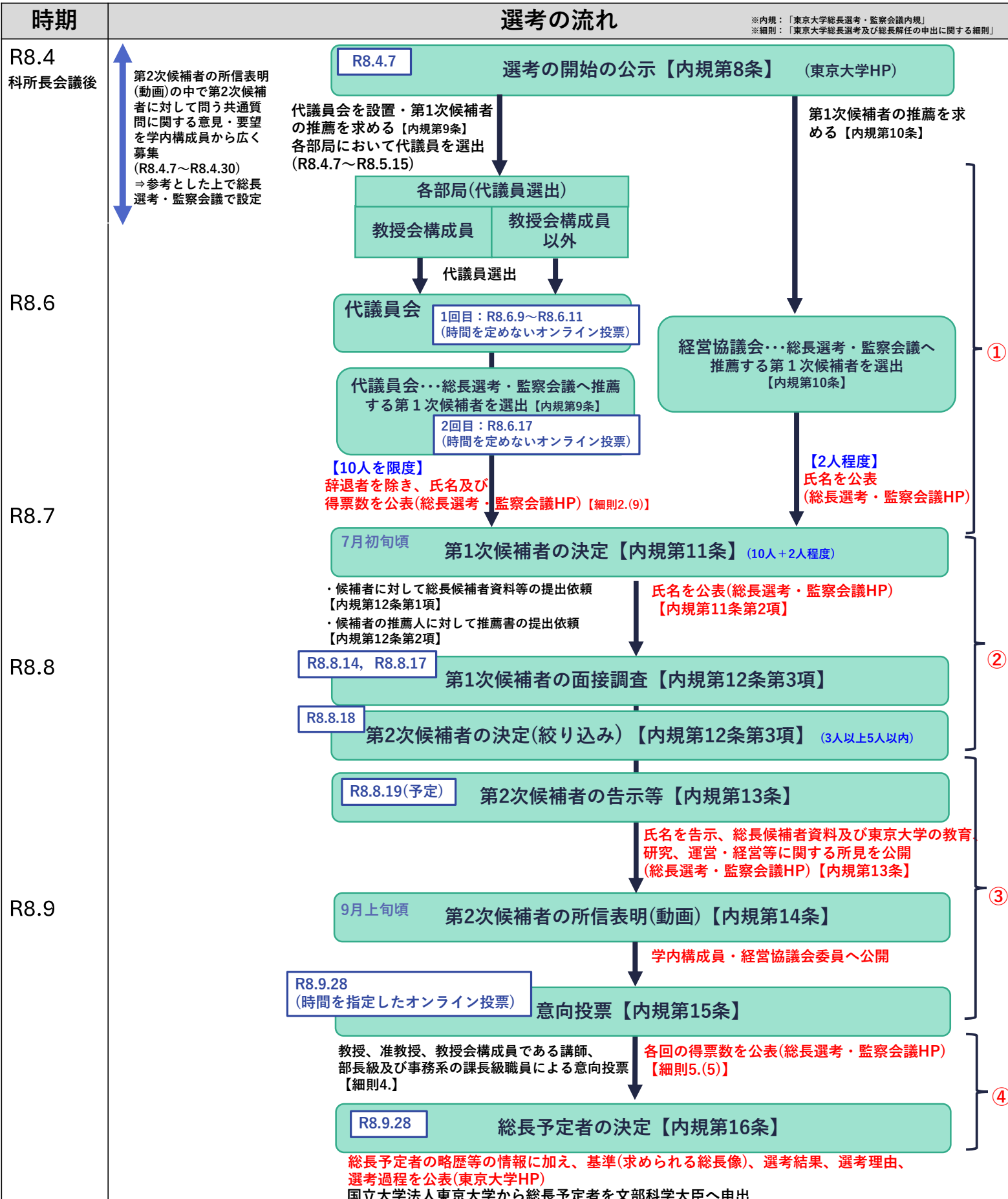
【検討の結果】

○総長予定者の決定の在り方

これまでは調査(面接)及び意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定していたが、今回より求められる総長像に照らし、**総長選考・監察会議が主体的に選考を行うために考慮するもの(総長候補者資料等、推薦書、調査、所信表明の動画配信、意向投票の結果)**を列記し、これらを総合的に考慮して総長予定者を決定する。

○総長予定者決定理由の具体的説明の在り方

総長選考・監察会議による情報提供及び説明責任の強化が極めて重要であることは総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書にも繰り返し述べられていることから、**委員一人一人がその重要性を十分に認識した上で、総長選考・監察会議において丁寧に説明責任を果たしていくことが必要**である。



・この流れ図中の①~④は、次ページの「①第1フェーズ(第1次候補者決定まで)」から「④第4フェーズ(総長予定者決定まで)」の各フェーズに対応している。
 ・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
 ・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規第7条】。
 ※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

① 第1フェーズ(第1次候補者決定まで)

選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定

①代議員会の構成の見直し

・組織区分に公共政策学連携研究部を追加

公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加するもの。

・教授会構成員以外の者の参画者を拡大

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの。現在、学部を有する研究科は教授会構成員8名と教授会構成員以外の者1名、学部を有しない研究科・附置研究所等は教授会構成員4名と教授会構成員以外の者1名だが、学部を有する研究科について教授会構成員以外の者を1名追加し2名とする。(研究科で1名と学部で1名の計2名というイメージ)

②第1次候補者の推薦における情報提供

・代議員会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表

・経営協議会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③総長選考・監察会議における第1次候補者の決定について氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

② 第2フェーズ(第2次候補者決定まで)

総長選考・監察会議による第1次候補者の面接 → 総長選考・監察会議による第2次候補者の決定

④第1次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第1次候補者について必要な情報の見直し。

⑤第1次候補者の面接の時間設定の検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間(特に候補者への質疑応答時間)をより長く確保する方向で見直し。

⑥第2次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化

学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの。

⑦絞り込み後の第2次候補者の氏名の告示及び候補者資料の公開

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③ 第3フェーズ(意向投票まで)

所信表明(動画提供) → 意向投票

⑧所信表明(動画)の提供

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第2次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供。所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、意見を表明するパートを設け、その共通の質問は、学内構成員(教職員及び学生)から募集し、総長選考・監察会議で選定。また、第1次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供。

⑨部長級、事務系の課長級職員に投票権を付与

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの。

⑩意向投票の実施方法の見直し

・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。
・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、第2次候補者が3人の場合は1回とし、第2次候補者が4人以上の場合は、得票多数の者上位3人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について2回目の投票を行う。

⑪意向投票の投票結果の公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、全ての投票回の結果(各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。)を公表する。

④ 第4フェーズ(総長予定者の決定まで)

⑫総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保した上で、総長選考・監察会議が主体的に総長予定者を決定するにあたり、前提となる求められる総長像をはじめ、総長候補者資料等、調査、新たに実施することとした所信表明の動画提供、意向投票など総合的に考慮する事項を明確化。

その他

●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施した。

実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載

なお、運営方針会議にも別途意見を照会した。

●【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討(総長選考・監察会議資料)

令和 8 年度 総長選考・監察会議日程

月 日	事 項	備 考
4.1(水)～4.3(金)	総長選考・監察会議 (第 1 回)	書面審議 (議長の選出)
4.7(火) 総長選考開始の公示		
4.22(水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 2 回)	経営協議会 16:00～18:00
5.29(金) 10:00～12:00	総長選考・監察会議 (第 3 回)	【オンライン】
6.19(金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 4 回)	経営協議会 16:00～18:00
経営協議会から選出した第 1 次候補者として推薦する者 公表		
代議員会から選出した第 1 次候補者として推薦する者 公表		
6.30(火)～7.1(水)	総長選考・監察会議 (第 5 回)	書面審議 (第 1 次候補者の決定)
第 1 次候補者の公表		
8.10(月) 13:00～17:00	総長選考・監察会議 (第 6 回)	【原則対面】
8.14(金) 13:00～19:00	総長選考・監察会議 (第 7 回)	面接①【対面】
8.17(月) 13:00～19:00	総長選考・監察会議 (第 8 回)	面接②【対面】
8.18(火) 13:00～19:00	総長選考・監察会議 (第 9 回)	絞り込み【対面】
第 2 次候補者の告示		
9.28(月) 意向投票		
9.28(月) 12:00～終了時刻未定	総長選考・監察会議 (第 10 回)	総長予定者の決定【対面】
11.13(金) 13:00～15:30	総長選考・監察会議 (第 11 回) 総長懇談/監事懇談 [※]	経営協議会 16:00～18:00
1.13(水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 12 回)	経営協議会 16:00～18:00
3.12(金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 13 回)	経営協議会 16:00～18:00

※11/13 (金) の総長懇談及び監事懇談は、「総長の賞与に係る職務実績の評価」を実施する。

併せて「総長の業務執行の状況についての確認」を行う予定。

○上記の日程以外に書面審議を行う場合がある。

第 1 1 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和 8 年 3 月 1 3 日（金） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、宇野、浦野、粕谷、寺田、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 令和 8 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
 - 2 総長の賞与に係る職務実績自己評価について
 - 3 求められる総長像の具体化について
 - 4 令和 8 年度総長選考・監察会議議長選出に係る意見交換について
 - 5 総長選考開始の公示について
 - 6 その他
6. 配付資料
 - 1 令和 8 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（案）
 - 2-1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（案）
 - 2-2 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（令和 7 年度）
 - 2-3 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（令和 8 年度）
 - 2-4 （イメージ）R8 年度総長の賞与に係る職務実績の評価スケジュール
 - 3-1 （参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目（案）
 - 3-2 求められる総長像の具体化に係る活用の在り方の検討（案）
 - 4 令和 8 年度総長選考・監察会議議長選出にかかるスケジュール
 - 5-1 総長選考開始の公示（ホームページ公表資料）（案）【別冊 1】
ホームページ掲載文
（資料 1）総長選考開始の公示にあたって（総長選考・監察会議議長）
（資料 2）東京大学総長選考プロセスのイメージ
（資料 3）求められる総長像（令和 7 年 12 月 1 日総長選考・監察会議）
（資料 4）（参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目
（資料 5）東京大学総長選考・監察会議規則
（資料 6）東京大学総長選考・監察会議内規
（資料 7）東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則
（資料 8）第 2 次候補者を決定するための手順について
 - 5-2 総長選考開始の公示（各部局宛通知）（案）【別冊 2】
総長選考の実施について（通知）（案）
（送付資料 1）総長選考開始の公示にあたって
（送付資料 2）公示文書

- (送付資料 3) 求められる総長像
- (送付資料 4) (参考資料) 求められる総長像の重点ポイント及び評価項目
- (送付資料 5) 東京大学総長選考プロセスのイメージ
- (送付資料 6) 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集について
- (送付資料 7) 総長選考における意向投票に伴う授業休止等について (依頼)
- (送付資料 8) 代議員の選出について (依頼)
- (送付資料 9) 代議員名簿等 (様式) 【作成中】
- (送付資料 10) 東京大学総長選考・監察会議規則
- (送付資料 11) 東京大学総長選考・監察会議内規
- (送付資料 12) 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則
- (送付資料 13) 第2次候補者を決定するための手順について
- (送付資料 14) 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則別表の区分に属さない者について

- 6-1 東京大学総長選考・監察会議委員名簿
- 6-2 令和8年度総長選考・監察会議日程
- 7-1 第8回総長選考・監察会議議事要旨 (案)
- 7-2 第9回総長選考・監察会議議事要旨 (案)
- 7-3 第10回総長選考・監察会議議事要旨 (案)

7. 参考資料

- 1 次期総長選考に向けた課題検討
- 2 総長の賞与にかかる職務実績の評価について
- 3 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項

8. 議事

議事に先立ち、議長から、経営協議会において来年度の総長選考・監察会議委員として選出された鈴木蘭美委員について、来年度から円滑にご参画いただく観点から、本日の総長選考・監察会議に陪席いただくことに関し、必要性を認めた旨の報告があり、同委員に陪席いただくことについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

1 令和8年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について

議題1に関し、議長代行から、配付資料1に基づいて説明があり、議長から、来年度の総長選考・監察会議に申し送る事項を配付資料1のとおりとすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

2 総長の賞与に係る職務実績自己評価について

議題2に関し、事務局から、配付資料2-2及び2-3に基づき、説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換が行われ、経営力の確立に関し、リスクに対する考え方や対応、コンプライアンス体制の強化について明示的に確認する方が良いのではないか等の意見があった。次いで、議長から、配付資料2-2及び2-3については、「0 経営力の確立」に関し、コンプライアンスに係る対応を含めて記載いただくよう注意書きを加筆すること、また、当該加筆を議長一任とする旨の提案があり、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、議長から、配付資料2-1に基づき、来年度の総長の

賞与に係る職務実績の評価スケジュールについて説明があり、依頼文書を配付資料2-1のとおりとすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

3 求められる総長像の具体化について

議題3に関し、議長代行から、配付資料3-1及び3-2に基づき、2月上旬に総長選考・監察会議学内ワーキング・グループから提案した内容からの変更点について説明があった。次いで、出席委員の間で、質疑応答が行われた（○は出席委員の質問であり、→は議長代行の回答である。）。

○配付資料3-1の各項目はいずれも高い能力を求めていることから、各候補者の評価にばらつきが想定されるため、必要条件の設定も含め検討すべきではないか。

→配付資料3-1はあくまでも参考資料としての位置づけであり、総長選考・監察会議委員間でも重視する点が異なる。各候補者が重視している事項を記載してもらうことが重要であり、記載を必須とする項目の設定は検討していない。

○面接の際に各項目を採点する形での使用は差し支えないか。

→そのような使い方は差し支えないが、具体化の表の活用方法は各委員で異なると考えられるため、全委員の点数を合算して評価や選考を行うことは想定していない。

質疑応答の後、議長から、求められる総長像の具体化及びその活用の在り方については、配付資料3-1及び3-2のとおりとすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

4 令和8年度総長選考・監察会議議長の選出に係る意見交換について

議題4に関し、事務局から、配付資料4及び配付資料6-2に基づき、令和8年度の総長選考・監察会議議長選出に係るスケジュール及び選出方法について、説明があった。次いで、議長から、4月7日の総長選考開始の公示より前に議長を決定する必要があるため、令和8年度の議長の選出を書面による審議とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、議長の選出のための委員の互選について意見交換が行われ、出席委員から、概ね以下の意見があった。

○総長選考・監察会議の趣旨に鑑み、議長は学外委員から選出することが望ましいのではないか。

○学内外の委員が丁寧に議論を重ね、今回の総長選考プロセスを決定した経緯を踏まえると、議長が学外委員であることにあらかじめこだわる必要はないのではないか。

意見交換の結果、議長から、学外委員から議長を選出することが望ましい旨の意見が出たことを記録すること、また、新任の委員については、4月1日の書面審議に先立ち、今回の意見交換で出された意見を事務局から説明することが確認された。

5 総長選考開始の公示について

議題5に関し、議長及び事務局から、配付資料5-1及び5-2に基づき、総長選考開始の公示に係るホームページ掲載用資料及び学内向け通知資料の構成並びに「東京大

学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の改正について、説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換が行われ、「総長選考開始の公示にあたって」について、2段落目と3段落目は今年度を実施した事項に関する記載である一方、他の段落は総長選考開始時点の内容となっており分かりにくいこと、また、最後の段落は「求められる総長像」を要約した内容となっており、「実際の求められる総長像」と内容がずれてしまっているのではないか、等の意見があった。

意見交換の結果、議長から、配付資料5-1及び5-2の「総長選考開始の公示にあたって」は、2段落目と3段落目を一つの段落にまとめること、最後の段落は「別添の求められる総長像にあるとおり」という記載を加え、その後に「求められる総長像の前文」を引用する形で修正すること、また、今後の細かい文言の修正については議長一任とすることが確認された。次いで、「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の改正のための評決が行われ、議長、欠席委員及び途中退席した委員を除く出席委員11名による無記名投票の結果、賛成11名、反対0名により、配付資料5-1の資料7のとおり議決した。

6 その他

・第6回総長選考・観察会議議事録の一部非公開について

議長から、第6回総長選考・監察会議の議題3「経営協議会からの第1次総長候補者の推薦について」の一部の発言を「東京大学として公表していない事項が含まれる」という理由を以て非公開とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

・録音データの取扱いについて

議長から、録音データの取扱いについて、席上配置資料「会議の録音データの取扱いに関する申合せ」に基づいて、説明があった。次いで、議長から、令和6年度の録音データの廃棄について諮ったところ、出席委員から異議はなく、了承された。

・令和8年度の日程案について

事務局から、配付資料6-2において、4月1日から4月2日と記載されている第1回総長選考・監察会議の書面審議のスケジュールを、議題4での説明のとおり4月1日から4月3日に修正する旨の説明があった。

以上

第 1 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和 8 年 4 月 1 日（水）
2. 方 法：書面審議による
3. 出席者：国谷、國土、酒匂、佐藤、鈴木、関根、高橋、板東、岩間、宇野、浦野、
粕谷、佐藤、辻、寺田、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
議長の選出について
6. 配付資料
令和 8 年度総長選考・監察会議議長選出にかかるスケジュール（令和 7 年度第 1 1 回総
長選考・監察会議資料 4）
7. 議事
議長の選出について
議題に関し、配付資料に基づき、議長の選出のための委員の互選が行われ、16 名に
よる単記無記名投票の結果、出席委員の過半数の 11 票を得た国谷委員が議長に選出さ
れた。

以上